

# 山梨県公報

第千八百四十六号

平成二十年

四月十七日

木曜日

## 目次

道路の区域変更	二〇五
道路の供用開始(二件)	二〇五
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	二〇六
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	二〇六
障害者自立支援法に基づく指定福祉サービス事業者の指定	二〇六
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	二〇七
障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定	二〇八
富士川上流地域森林計画の変更	二〇八
富士川中流地域森林計画の変更	二〇八
山梨県東部地域森林計画の変更	二〇八
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	二〇九
大規模小売店舗内の店舗面積の合計等に関する事項の変更の届出	二〇九
第三十七期山梨県労働委員会使用者委員補欠委員候補者の推薦請求	二一〇
県営土地改良事業の計画変更に伴う公告	二一一
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十二件)	二一一
公安委員会	
落札者等の決定について	二二四

## 告示

### 山梨県告示第百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年五月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道  
二 路線名 甲斐芦安線  
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南アルプス市芦安芦倉字二階三〇番の一地 先から 南アルプス市芦安芦倉字二階三番の一地 先まで	一一・五 一五・五	八・〇 一三・五	(メートル)	八一・〇

### 山梨県告示第百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年五月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷線 沢線	西八代郡市川三郷町下大鳥居字 波柳二六五番の一地先から 西八代郡市川三郷町下大鳥居字 波柳二六五番の一地先まで	一五・四	平成二十年 四月十七日

### 山梨県告示第百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年五月八日まで一般の縦覧に供する。

所において、この告示の日から平成二十年五月八日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町大字袋字下 袋一五九番の一地先から	一九九・二	平成二十年 四月十七日
		西八代郡市川三郷町大字袋字下 袋一三七番の一地先まで		
		西八代郡市川三郷町大字袋字古 宿五二番の一地先から 西八代郡市川三郷町大字袋字古 宿五一番の一地先まで	四九・一	平成二十年 四月十七日

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十年三月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人シリウス
  - 2 代表者の氏名 三科嘉徳
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山西広門田二百七番地二
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、自然体験の機会が少ない者に対して、その機会の場の提供及び紹介を行い食農教育推進に関する事業と環境に関する事業を行うとともに、地域の教育

力向上を図り、地域振興に寄与することを目的とする。  
三 縦覧期間 平成二十年三月二十五日から同年五月二十四日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十年三月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 日本釣り環境保全連盟
  - 2 代表者の氏名 山下茂
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津六千七百十三番地の三十九 エイプラザ内
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、まず第一に全国の釣り場の環境を保全するため、環境保全の知識を持ったリーダーを育成し、それらが中心となって各地域の釣り場ごとに活動できる全国ネットワークを作り、きれいで気持ちの良い釣り場の創造に寄与することを目的とする。次に、水害等の際に船舶を用いて人や物を運搬し復旧に向けた活動を支援することを目的としたネットワークを作り、真に安心できる社会作りに貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十年三月二十六日から同年五月二十五日まで

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。  
平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内正明

名 称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
		山梨県知事	横内正明	

社会福祉法人 和音の郷	八モ二一	笛吹市石和町平井 三二九番地	生活介護	知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 双葉会	ワークハウスふ たば	甲斐市下今井一七 一二番地	生活介護	知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 聖ヨハネ会	生活介護事業所 富士聖ヨハネ学 園通所部	南都留郡忍野村忍 草二七四八番地	生活介護	知的障害者
社会福祉法人 小さな花	就労支援事業所 チャレンジ・ド リーム	都留市つる一丁目 五番一〇号	就労継続支援 B型	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 ひとふさの葡 萄	障害福祉サービ ス事業所ほつと らんにんぐ	中央市山之神一五 二二番地八三	生活介護	知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 菲南福祉会	すずらん園	菲崎市旭町上條六 四一番地一	共同生活援助	知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 菲南福祉会	(主たる事業所 (こぶし授産園	菲崎市旭町上條中 割一七七六番地	自立訓練(生 活支援) 就労継続支援 B型	知的障害者・ 精神障害者・ 身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者

● 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定

社会福祉法人 ぶどうの里	(主たる事業所 (勝沼授産園	甲州市勝沼町小佐 手六三三番地一	生活介護 就労移行支援 就労継続支援 B型	知的障害者 知的障害者 知的障害者
特定非営利活 動法人八峰会	(主たる事業所 (サービセンス ター八峰	北杜市長坂町塚川 一七五番地二	就労継続支援 B型	知的障害者・ 精神障害者
(従たる事業所 (自遊工房	北杜市大泉町西井 出八二四〇番地一	就労継続支援 B型	知的障害者・ 精神障害者	
(従たる事業所 (すずらん工房	北杜市小淵沢町六 二六六番地	就労継続支援 B型	知的障害者・ 精神障害者	
(従たる事業所 (レインポーハ ウス高根	北杜市高根町村山 西割九八六番地一	就労継続支援 B型	知的障害者・ 精神障害者	

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の施設を指定障害者支援施設として指定した。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内 正明

名称	施設の名称	施設の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 三富福祉会	白樺園	山梨市三富川浦二 二〇三番地	施設入所支援 生活介護 自立訓練（生 活訓練）	知的障害者
社会福祉法人 八ヶ岳水会	星の里	北杜市長坂町小荒 間一〇九五番地七	施設入所支援 生活介護 自立訓練（生 活訓練）	知的障害者

● 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定に基づき、次の者を指定相談支援事業者として指定した。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内 正明

名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 あすなろの会	Rireえがお	都留市井倉二五〇 番地	相談支援	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者

社会福祉法人  
いずみ会

ひまわり相談支  
援室

山梨市東後屋敷六  
三五番地一

相談支援

身体障害者・  
知的障害者・  
障害児・精神  
障害者

社会福祉法人 三井福祉会	アングンテ	甲斐市牛匂二〇二 七番地三	相談支援	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者
社会福祉法人 不二の里森福 社会	障害者相談支援 センター「けや き」	富士吉田市下吉田 字尾垂六六六七番 地	相談支援	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者

● 富士川上流地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、富士川上流地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内 正明

● 富士川中流地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、富士川中流地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内 正明

● 山梨東部地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、山梨東部地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内 正明

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により県が述べた意見について、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年五月十七日まで縦覧に供する。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

2 住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 甲府ファッションモール

2 所在地 甲府市和戸町芝原五百七十八番外

三 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成十九年九月十三日

四 意見

1 駐車場の充足等交通に係る事項

(-) 駐車場の位置及び構造等

店舗北側の駐車場については、左折による入出庫を原則とした場合であっても、出入口①と出入口④とが近接していることから、出入口①からの左折出庫と出入口④からの左折入庫による混雑が国道四一一号に発生し、後続車両等の通行の安全が損なわれる可能性がある。

また、入出庫の際には歩道を横切るため、歩行者（特に登下校時の児童等）や自転車の通行の安全が損なわれる可能性がある。

ついては、国道四一一号を利用する歩行者、自転車、車両等の交通に及ぼす影響を最小限にとどめるよう、出入口①・②・③を駐車場①への入庫専用並びに出入口⑥・⑤・④を国道四一一号への出庫専用とするなどの措置を講ずること。

店舗南側の駐車場については、出入口⑦が狭隘な生活道路に面していることか

ら、店舗設置に伴う車両の増加によって混雑等が生じ、地域住民の生活の利便が損なわれるおそれがあることから、出入口⑦は来客車両や荷さばき車両の来店・退店経路として設定しないこととするともに、出入口⑦には車両を誘導しないこと。

上記と併せて、出入口付近や駐車場内の歩行者及び自転車の安全を確保するため、道路管理者及び公安委員会と協議の上、車両・自転車・歩行者の動線分離、歩道や停止線などの路面表示、交通整理員の配置及び看板（誘導、注意喚起）やアドバイスマシラー等交通安全施設の設置などの措置を講ずること。

特に、オープン時や繁忙時における交通整理員の配置については、その位置や人員について十分配慮すること。

(二) 経路の設定等

来客車両が住宅地の生活道路や狭隘な道路等を経路とすることのないよう、店舗北側の国道四一一号への左折による出庫を原則とし、少なくとも直近の主要交差点である和戸西交差点までの適切な退店経路を設定すること。

また、設定した来店・退店経路については、右折による入出庫を抑制するための看板の設置や定期的なチラシの配布等、適切な方法により来客等へ周知すること。

2 騒音の発生に関する事項

(-) 騒音の予測・評価

夜間の荷さばき作業に伴い発生する騒音（荷さばき車両走行音）の最大値が、すべての騒音予測地点において、規制基準値（四十五デシベル）を超過し、各予測地点での騒音の最大値は、五十六デシベルから七十二デシベルとなっている。

また、店舗建物による回折効果により、規制基準値を超過するポイントが半減するとしているが、規制基準を超過する騒音予測地点が半減するものではない。

さらに、規制基準値を超過する時間は、各ポイント十秒未満としているが、各騒音予測地点における規制基準値を超過している時間についての根拠が明確にされていない。

ついては、夜間における静穏な生活環境の保持のため、騒音の最大値が規制基準値以下になるような対策又は荷さばき作業は深夜早朝の時間帯を避けるなどの

措置を講ずること。  
 五 意見を述べた日  
 平成二十年三月二十七日

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等に関する事項の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年八月十七日まで縦覧に供する。  
 平成二十年四月十七日

届出者の氏名又は名称及び住所  
 山梨県知事 横内正明

1 氏名又は名称 関山産業株式会社 代表取締役 関山文代

2 住所 都留市夏狩六百六十四番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 富士見ショッピングセンター

(二) 所在地 富士吉田市上吉田三千二百八十四番地一

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	千五百九十一平方メートル	三千八百三十五平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	七十三台 届出の図面のとおり	百九十二台 届出の図面のとおり
駐輪場の位置及び収容台数	なし	四十台 届出の図面のとおり
荷さばき施設の位置及び面積	十二平方メートル	百六十八平方メートル

積 廃棄物等の保管施設の位置 及び容量	届出の図面のとおり	大規模小売店舗 において小売業 を行う者の開店 時刻及び閉店時 刻				届出の図面のとおり
		開店時刻	閉店時刻	A棟	B棟	
十立方メートル 届出の図面のとおり	届出の図面のとおり	午前九時	午後八時	午後九時四十五分	午後九時	届出の図面のとおり
三十八立方メートル 届出の図面のとおり	届出の図面のとおり	午前九時	午後八時	A棟北側 駐車場	午前八時三十分から午後十時まで	届出の図面のとおり
				その他	二十四時間	

3 変更する年月日

平成二十年十一月二十九日

三 届出年月日

平成二十年三月二十八日

● 第三十七期山梨県労働委員会使用者委員補欠委員候補者の推薦請求  
 第三十七期山梨県労働委員会使用者委員補欠委員の任命を平成二十年五月に行うので、使用者団体は使用者委員補欠委員候補者を次により推薦されたい。  
 平成二十年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 推薦資格を有するもの及びその推薦手続

1 使用者委員補欠委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内にのみ組織を有するものであること。

2 1の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。

二 被推薦者の資格制限等

1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。

2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百一条及び第百四条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。

三 推薦者数

使用者団体が推薦しようとする候補者の数は、四名程度とする。

四 推薦期間

平成二十年四月十八日から五月二日まで

五 推薦書の提出場所

山梨県商工労働部労政雇用課とする。

六 任命すべき補欠委員の数

二名

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（長坂地区田園交流基盤整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画の概要

二 縦覧期間

平成二十年四月十八日から平成二十年五月二十日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、中北農務事務所長あて書面で提出して下さい。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年三月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社望月工業

2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原三千百四十番地一

3 代表者の氏名 望月國平

三 許可番号 山梨県知事許可（般一九）第三二一三号

四 処分の内容 建築工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年二月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年三月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 風間興業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市八代町北千四十七番地一
  - 3 代表者の氏名 風間隆
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一五)第三二二号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年二月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年三月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社小林組
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町国分三百七十五番地
  - 3 代表者の氏名 小林司
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第六九二号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年二月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年三月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 渡辺硝子店
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田三百九十八番地
  - 3 代表者の氏名 渡邊勉
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第八七三九号
- 四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年三月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年四月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年三月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 植野興業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上於首千八百九十六番地
  - 3 代表者の氏名 植野正人
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一九)第九八五号
- 四 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年二月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律



第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年三月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 株式会社アセラグリーン
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市蓬沢町千七百七十一番地
- 3 代表者の氏名 埴原喜久男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一四)第八五九五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年二月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年三月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 株式会社エリゼ建設
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条千九百四十九番地
- 3 代表者の氏名 小宮山三三男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八二〇六号
- 四 処分の内容 石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年三月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年三月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 信玄土木株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市境川町石橋二千六十二番地
- 3 代表者の氏名 芦澤一貴
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第四七一〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年三月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年三月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 羽黒工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市竜王新町千二百七十九番地
- 3 代表者の氏名 小田切昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一七)第五〇七号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年三月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十年四月十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年三月二十四日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 株式会社樋口技建
    - 2 主たる営業所の所在地 中央市浅利二千百九十九番地一
    - 3 代表者の氏名 樋口三朗
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第七五三六号
  - 四 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十年三月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十年四月十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年三月二十四日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 株式会社松本住宅産業
    - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市中下条千六百五十九番地
    - 3 代表者の氏名 椿仁
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第五八九五号
  - 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十年三月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十年四月十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年三月三十日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 佐藤工務所
    - 2 主たる営業所の所在地 都留市鹿留二千四十八番地
    - 3 代表者の氏名 佐藤計
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第六六七号
  - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十年三月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十年四月十七日

- 山梨県警察本部長 宮 城 直 樹
- 一 落札に係る役務の名称及び数量  
自動車保管場所証明事務現地調査等業務委託 一式
  - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県警察本部交通部交通規制課 山梨県甲府市中央一丁目十番一号
  - 三 落札者を決定した日  
平成二十年三月二十五日
  - 四 落札者の氏名及び住所  
社団法人山梨県警友会連合会 山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号
  - 五 落札金額

一件当たり 千二百五円四十銭

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十年二月十四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番